

■ 児童館と子育て支援センターの概要

	児童館	子育て支援センター
根拠法令, 事業内容, 対象者など	<p>○児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つ。児童に健全な遊びを与えて, その健康を増進し, または情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設</p> <p>○遊びを通じての集団的・個別的指導, 健康の増進, 放課後児童の育成・指導, 母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長, 年長児童の育成・指導, 子育て家庭への相談等を行う</p> <p>☆対象(利用者): 18歳未満のすべての子ども及び保護者</p>	<p>○地域子育て支援拠点事業実施要綱(平成30年6月27日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知,)</p> <p>○乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し, 子育てについての相談, 情報の提供, 助言その他の援助を行う</p> <p>☆対象(利用者): 乳幼児及びその保護者</p>
機能	<p>①遊び及び生活を通じた子どもの発達増進</p> <p>②子どもの安定した日常生活の支援</p> <p>③子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応</p> <p>④子育て家庭への支援</p> <p>⑤子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進</p>	<p>①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進</p> <p>②子育て等に関する相談, 援助の実施</p> <p>③地域の子育て関連情報の提供</p> <p>④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上)</p>
職員配置基準	<p>児童厚生員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条, 昭和23年厚生省令第63号)の資格を有する者を2名以上置き, 必要に応じその他の職員を置くこと。</p>	<p>子育て親子の支援に関して意欲のある者であって, 子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。</p>
全市の数	13(うち西区:2)	45(うち西区:8)

■ 新潟市内 児童館・児童センター 施設一覧

区	北区				中央区	江南区	南区				西区		西蒲区
名称	葛塚東児童館	三ツ森児童館	早通児童センター	豊栄児童センター	新潟市児童センター	亀田東児童館	白根児童センター	味方児童館	白根北児童館	白根南児童館	坂井輪児童館	有明児童センター	岩室地域児童館
開設年	S60.4.1	H13.1.4	S56.5.1	H21.4.1	H3.8.1	H20.4.26	H19.9.1	H21.4.1	H24.2.1	H27.3.1	S39.3.21	S55.4.1	H27.4.1
公立・私立	公立	公立	公立	公立	公立	公立	公立	公立	公立	公立	公立	私立	公立
敷地面積(m ²)	1,367.53	454.28	500.00(概数)	2,094.87	1,871.66	1,590.86	3,846.87	1,327.00	2,895.10	2,804.85	768.19	3,484.60	1,928.88
構造・複合施設	鉄骨造平屋建	鉄骨造平屋建	鉄骨造平屋建	鉄骨造	万代市民会館内鉄筋コンクリート7階建	鉄骨造	鉄骨造2階建	木造平屋建	木造平屋建	鉄筋コンクリート造平屋建	木造平屋建・瓦	鉄筋コンクリート(一部2階建)	軽量鉄骨造平屋建
主な施設設備	遊戯室, 図書室, 児童クラブ室, ボランティア室	遊戯室, 図書室, 児童クラブ室, 集会室, ホール	遊戯室, 図書室, 集会室, ホール	遊戯室, 図書室, 集会室, ボランティア室, 創作活動室	プレイルーム, 工作室, 集会室, 図書館, ローラースケート場	遊戯室, 創作活動室, 集会室, 図書室, 鑑賞室, 児童クラブ室	遊戯室, 小プレイルーム, 図書室, 活動室, 集会室, アリーナ	遊戯室, 図書室, 集会室	遊戯室, 図書室, 集会室	遊戯室, 図書室, 集会室	遊戯室, 図書室, 集会室	遊戯室, 集会室, 工作室, 図書室, 児童クラブ室, プレイルーム, 調理室	遊戯室, 図書室, 集会室, 家庭科室, 乳幼児室